

訪問看護重要事項説明書

<2026年6月1日現在>

1. 運営方針

- ① 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- ② 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 法人概要

名称	株式会社 New Life Design (ニューライフデザイン)
代表者	代表取締役 沼田 祐二
住所	広島県三原市東町2丁目4-6
電話番号	0848-29-5010

3. 事業所概要

名称	訪問看護ステーション楓 (かえで)
責任者	管理者 芝山 優子
住所	広島県三原市東町2丁目4-6
電話番号	0848-29-9631
FAX番号	0848-29-9632
介護保険事業所番号	3460990140号
通常の実施地域	三原市全域、尾道市 (百島町、浦崎町、因島、瀬戸田町を除く)

4. 職員体制

職種	資格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	備考
管理者	経験のある看護師	0名	1名	0名	0名	看護職員と兼務
看護職員	看護師	3名	1名	3名	0名	常勤1名は管理者と兼務
リハビリ職員	理学療法士	0名	0名	2名	0名	
	作業療法士	2名	0名	1名	0名	

※ 管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供にあたる。

※ 看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書 (介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。) を作成し、事業の提供にあたる。

5. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間	休日
月曜日～日曜日	8：30～17：30	8月13日～15日、12月30日～1月3日

※ 緊急時の電話相談は、24時間対応可能です。

※ 必要に応じて、緊急時訪問看護を行う体制にあります。

6. サービス内容

かかりつけ医の指示書に基づき、次のサービスを提供するものです。

(1) 療養上の世話

食事（栄養）薬の管理・援助、排泄の管理・援助、清潔の管理・援助（清拭等）、ターミナルケア

(2) 診療の補助 褥瘡の処置、カテーテル管理等の医療処置

(3) リハビリテーションに関すること

(4) 精神的なケアに関すること

(5) 家族支援に関すること 家族への療養上の指導、相談、家族の健康管理

7. 利用料金（以下参照）

介護保険 利用料金表

介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護の利用料金について、次のとおり説明いたします。

I. 利用者負担額

法定代理受領サービス分（通常の場合）	厚生労働大臣が定める基準による額の 1割・2割・3割
法定代理受領サービス分以外（居宅サービス計画の未届け、支給限度額を超える分、保険料滞納の場合等）	厚生労働大臣が定める基準による額（全額）

II. サービス内容および単位数

	サービス内容	単位数	<input type="checkbox"/> 1割	<input type="checkbox"/> 2割	<input type="checkbox"/> 3割
訪問看護	<input type="checkbox"/> 20分未満	314	314円/回	628円/回	942円/回
	<input type="checkbox"/> 30分未満	471	471円/回	942円/回	1,413円/回
	<input type="checkbox"/> 30分以上60分未満	823	823円/回	1,646円/回	2,469円/回
	<input type="checkbox"/> 60分以上90分未満	1,128	1,128円/回	2,256円/回	3,384円/回
	<input type="checkbox"/> 理学療法士等の場合 ※1 1日2回を超えて行う場合	294	294円/回	588円/回	882円/回
		90/100			
予防訪問看護	<input type="checkbox"/> 20分未満	303	303円/回	606円/回	909円/回
	<input type="checkbox"/> 30分未満	451	451円/回	902円/回	1,353円/回
	<input type="checkbox"/> 30分以上60分未満	794	794円/回	1,588円/回	2,382円/回
	<input type="checkbox"/> 60分以上90分未満	1,090	1,090円/回	2,180円/回	3,270円/回
	<input type="checkbox"/> 理学療法士等の場合 ※1 1日2回を超えて行う場合	284	284円/回	568円/回	852円/回
		50/100			
	早朝・夜間加算 夜間：18時～22時 早朝：6時～8時	基本単位の25%増			
	深夜加算 深夜：22時～6時	基本単位の50%増			
	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)※2	600	600/月	1,200円/月	1,800円/月
	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)※2	574			
	特別管理加算				
	(Ⅰ)在宅悪性腫瘍患者指導管理または在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態	(Ⅰ)500	500円/月	1,000円/月	1,500円/月
	(Ⅱ)在宅自己腹膜灌流指導管理在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅	(Ⅱ)250	250円/月	500円/月	750円/月

成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を3日以上行う必要がある状態					
ターミナルケア加算 ※3	2,500	2,500円/月	5,000円/月	7,500円/月	
長時間訪問看護加算 (1時間30分超) 特別管理加算対象外	300	300円/回	600円/回	900円/回	
複数名訪問加算(Ⅰ)30分未満 ※4	254	254円/月	508円/月	762円/月	
(複数の看護師との訪問)30分以上	402	402円/月	804円/月	1,206円/月	
複数名訪問加算(Ⅱ)30分未満 ※4	201	201円/月	402円/月	603円/月	
(看護補助者との訪問)30分以上	317	317円/月	634円/月	951円/月	
初回加算Ⅰ(退院当日の訪問) ※5	350	350円/月	700円/月	1,050円/月	
初回加算Ⅱ(退院日以降の訪問)※5	300	300円/月	600円/月	900円/月	
退院時共同指導加算(1回/月・特別管理加算対象者は2回/月まで)※5	600	600円/月	1,200円/月	1,800円/月	
看護体制強化加算(Ⅰ)※6	550	550円/月	1,100円/月	1,650円/月	
看護体制強化加算(Ⅱ)※6	200	200円/月	400円/月	600円/月	
専門管理加算 ※7	250	250円/月	500円/月	750円/月	
看護・介護職員連携強化加算 (予防を除く)※8	250	250円/月	500円/月	750円/月	
遠隔死亡診断補助加算	1,500	1,500円/回	3,000円/回	4,500円/回	
口腔連携強化加算	50	50円/回	100円/回	150円/回	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	基本単位の5%増				

介護職員等処遇改善加算	1か月当たりの総単位数（基本サービス費に各種加算・減算を加減した単位数）に1.8%を乗じた単位数
-------------	--

【加算について】

※1 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合、又は特定の加算を算定していない場合1回につき8単位減算。

介護予防訪問看護の場合、12ヵ月を超えてサービスを提供すると、さらに15単位が減算。

※2 24時間看護師への電話連絡が可能となり、必要時は休日や時間外でも緊急訪問をします。計画外の緊急訪問を行った場合は、所要時間に応じた所定単位を算定します。

(I)：①利用者様又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制及び、②緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理体制が整備されている場合

(II)：(I) ①に該当する場合

※3 ターミナルケアとは、ご自宅で最後まで過ごしたいご希望されるご利用者様に安心・安楽にご自宅でお過ごしいただけるように、訪問看護の体制・多職種連携を強化し支援させていただきます。死亡日及び死亡前14日以内に2日以上訪問看護を実施している場合に算定します。

※4 複数名訪問看護加算の対象となるのは下記の利用者様で、ご利用者様の同意を得て算定します。

①身体的理由（体重が重いなど）により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

③その他利用者様の状況から判断して、①又は②に準ずると認められた場合

※5 初回加算は、新規に訪問看護計画書を作成した時に算定します。

退院時共同指導加算は、病院や介護老人保健施設に入院、入所中の利用者様が退院又は退所するにあたって、訪問看護師が病院や施設に出向き、医師・看護師等と共同して居宅における療養上必要な指導を行った場合に算定します。この場合、初回加算は算定しません。

※6 医療ニーズのある要介護者等の在宅療養を支える環境を整えているステーションに対し算定される加算です。

※7 緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、計画的な管理を行った場合に算定します。

※8 看護・介護職員連携強化加算：医師に指示のもと、痰の吸引等を実施する訪問介護事業所と連携して指導等行った場合に算定します。

Ⅲ. その他の利用料（保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担になります。）

項目	金額
通常の実施地域を越える場合の交通費（尾道市百島町）	1回につき300円
通常の実施地域を越える場合の交通費（自動車以外）	実費相当額
通常の実施地域を越える場合の交通費（自動車） （通常の実施地域を越えた地点から片道10km未満）	1回につき500円
通常の実施地域を越える場合の交通費（自動車） （通常の実施地域を越えた地点から片道10km以上）	1回につき1,000円
死後の処置料	1回につき10,000円
その他の料金	実費相当額

医療保険 利用料金表

診療報酬に基づく料金内容について、次のとおり説明いたします。

I. 利用者負担額

項目	内容	金額
・ 75歳以上の方 ・ 65～74歳で一定の障害の状態であると認定を受けた方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の1割
	一定以上の所得の方	指定訪問看護に要する費用の2割
	現役並みの所得者	指定訪問看護に要する費用の3割
70～74歳の方	一般の方	指定訪問看護に要する費用の2割
	現役並みの所得者	指定訪問看護に要する費用の3割
6(就学前)～69歳の方	健康保険法等による自己負担額	指定訪問看護に要する費用の2～3割(各保険により異なる)
就学前の乳幼児	健康保険法等による自己負担額	指定訪問看護に要する費用の2割

※合計金額に10円未満の端数が生じた場合は四捨五入します。

※公費負担医療制度については別途ご相談ください。

II. 訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費 (I)			
看護師、理学療法士等	週3日まで	5,500円	週4日以降 6,550円
准看護師	週3日まで	5,050円	週4日以降 6,050円
悪性腫瘍の利用者様の緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師(他の訪問看護事業所と同一に共同して行う訪問看護・管理療養費なし) : 12,850円			
訪問看護基本療養費 (II) 同一建物居住者で同一日複数者			
看護師 理学療法士等	(1) 同一日 2人	①週3日目まで 5,550円	②週4日目以降6,550円
	(2) 同一日 3人以上9人以下	①週3日目まで 2,780円	②週4日目以降3,280円
	(3) 同一日 10人以上19人以下	①月20日目まで 2,760円	②月21日目以降 2,660円
	(4) 同一日 20人以上49人以下	①月20日目まで 2,710円	②月21日目以降 2,610円
	(5) 同一日 50人以上	①月20日目まで 2,610円	②月21日目以降 2,510円

准看護師	(1) 同一日2人	①週3日目まで5,050円	②週4日目以降6,050円
	(2) 同一日 3人以上9人以下	①週3日目まで 2,530円	②週4日目以降 3,030円
	(3) 同一日 10人以上19人以下	①月20日目まで 2,520円	②月21日目以降 2,420円
	(4) 同一日 20人以上49人以下	①月20日目まで 2,470円	②月21日目以降 2,370円
	(5) 同一日 50人以上	①月20日目まで 2,370円	②月21日目以降 2,270円
悪性腫瘍の利用者様の緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師（他の訪問看護事業所と同一に共同して行う訪問看護・管理療養費なし）：12,850円			
訪問看護基本療養費（Ⅲ） 入院患者の外泊中の訪問看護（管理療養費なし）：8,500円			
厚生労働大臣が定める疾病等 （特掲診療科 別表第7）	特別管理加算の対象者 （特掲診療科 別表第8）	外泊にあたり訪問看護が 必要と認められる者	

Ⅲ. 訪問看護管理療養費

①月の初日……………7,710円

②月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）

イ 単一建物居住利用者が20人未満……………3,010円

ロ 単一建物居住利用者が20人以上50人未満

(1) 月15日目まで ……………2,510円

(2) 月16日目以降24日目まで ……………2,310円

(3) 月25日目以降 ……………2,210円

ハ 単一建物居住利用者が50人以上

(1) 月15日目まで ……………2,410円

(2) 月16日目以降24日目まで ……………2,210円

(3) 月25日目以降 ……………2,010円

注) 1、看護師等とは、保健師、助産師又は看護師を指します。

2、基本療養費Ⅰ・Ⅱともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は、週4日以降も週3回までの料金が適用されます。

3、厚生労働大臣が定める疾病等について（特掲診療科 別表第7）

- ・末期の悪性腫瘍 ・多発性硬化症 ・重症筋無力症 ・スモン ・筋萎縮性側索硬化症
- ・脊髄小脳変性症 ・ハンチントン病 ・進行性筋ジストロフィー症
- ・パーキンソン病関連疾患

（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。））

- ・多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）
- ・プリオン病 ・亜急性硬化性全脳炎 ・ライソゾーム病 ・副腎白質ジストロフィー
- ・脊髄性筋萎縮症 ・球脊髄性筋萎縮症 ・慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ・後天性免疫不全症候群
- ・頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態の者

IV. 各種加算

サービス内容	加算金額
緊急訪問看護加算（イ：月 14 日目まで ロ：月 15 日目以降） 利用者の求めで診療所・在宅療養支援病院の指示により緊急訪問した場合 （主治医が対応しない夜間等において、連携する医療機関の指示での緊急訪問の場合も算定できる）	イ. 2,650円/回 ロ. 2,000円/回
難病等複数回訪問看護加算※ 同一建物内1人又は2人：1日2回目 同一建物内1人又は2人：1日3回目以上	4,500円 8,000円
長時間訪問看護加算（1時間30分を超える） ・特別管理加算の対象者・特別指示書の場合 1日/週 ・15歳未満の（準）超重症時、15歳未満の小児であって特掲診療料別表第8に掲げる者 3日/週	5,200円/日
乳幼児加算：6歳未満の乳幼児 （別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合）	1,300円/日 1,800円/日
複数名訪問看護加算 イ. 看護師と訪問（1日/週） ロ. 看護補助者と訪問（3日/週、ハを除く） ハ. 看護補助者と訪問（1）1回/日 （厚生労働大臣が定める場合に限る）（2）2回/日 （3）3回以上/日	イ. 4,500円 ロ. 3,000円 ハ. 3,000円 6,000円 10,000円
以下が対象者となる。 ①厚生労働大臣が定める疾病等の者 ②特別訪問看護指示期間中であって、指定訪問看護を受けているもの ③特別管理加算の対象者 ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者 ⑤一人での看護が困難である場合（看護補助者に限る） ⑥その他状況判断で①～④に準ずると認められる者（看護補助者に限る）	
夜間・早朝訪問看護加算：夜間とは18時～22時 早朝とは6時～8時	2,100円
深夜訪問看護加算：深夜とは22時～6時	4,200円
訪問看護情報提供療養費	1,500円
24時間対応体制加算 休日や夜間・早朝・深夜帯でも、病状の変化当時に電話で看護に関する意見を求めることができ、ご希望時・必要時には訪問対応いたします。	6,800円/月
退院時共同指導加算（1回 がん末期は2回まで） 病院や介護老人保健施設に入院、入所中の利用者様が退院、退所されるにあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師等が病院へ出向き、共同して居宅における療養上必要な指導を行った場合	8,000円/回
特別管理指導加算（特別管理加算の対象者は加算）	2,000円/回
専門管理加算（1回/月） 緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受	2,500円/月

けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、計画的な管理を行った場合	
退院支援指導加算 ※厚生労働大臣が定める長時間（90分超え） ・退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護の実施日に一回に限り算定。 ・上記以外の場合	8,400円 6,000円
在宅患者連携指導加算（月1回）	3,000円/月
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回まで）	2,000円
訪問看護医療DX情報活用加算	50円/月
訪問看護物価対応料1（1日につき） イ. 月の初日の訪問の場合 ロ. 月の2日目以降の訪問の場合	60円 20円
訪問看護医療情報連携加算	1,000円/月
特別管理加算（適用項目に○） （Ⅰ）在宅悪性腫瘍患者指導管理または在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態 （Ⅱ）在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を3日以上行う必要がある状態	Ⅰ. 5,000円/月 Ⅱ. 2,500円/月
訪問看護ターミナルケア療養費 （死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合） ターミナルケアとは、ご自宅で最後まで安心して楽に過ごしたいとお考えの利用者様に、訪問看護の体制・多職種連携を強化しお手伝いします。 末期がんの利用者様で、特別養護老人ホームでターミナルケアを行う場合も同様です（但し、看取り介護加算が算定された場合は10,000円）	25,000円
情報提供書1（市町村）厚生労働大臣が定める疾病の利用者において	1,500円
情報提供書2（義務教育諸学校）厚生労働大臣が定める疾病の利用者の入学時転校時において	1,500円
情報提供書3（主治医）入院・入所において	1,500円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	1,050円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）	区分：1～36 (30円～1,080円)

V. 精神科訪問看護療養費

i 精神科訪問看護基本療養費（I）

* 精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費

			1割	2割	3割
週3日まで	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円

ii 精神科訪問看護基本療養費（III）

* 同一日の同一建物への訪問看護は、3人目以上の場合1人目から同一建物の報酬を算定します

週3日目まで			1割	2割	3割
同1日2人	30分以上	5,500円	550円	1,100円	1,650円
同1日3人以上 9人以下	30分以上	2,780円	278円	556円	834円
週4日目以降			1割	2割	3割
同1日2人	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
同1日3人以上 9人以下	30分以上	3,280円	328円	656円	984円

iii 精神科訪問看護基本療養費（IV）

* 在宅療養に備えて一時的に外泊している方に対して、精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定します

		1割	2割	3割
1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

iv 訪問看護管理療養費

		1割	2割	3割	
月の初日	7,710円	771円	1,542円	2,313円	
月の2回目以降	単一建物居住利用者20人未満	3,010円	301円	602円	903円
	単一建物居住利用者20人以上50人未満		1割	2割	3割
	月15日目まで	2510円	251円	502円	753円
	月16日目以降24日まで	2310円	231円	462円	693円
	月25日目以降	2210円	221円	442円	663円
	単一建物居住利用者50人以上				
	月15日目まで	2410円	241円	482円	723円
	月16日目以降24日まで	2210円	221円	442円	663円

	月25日目以降	2010円	201円	402円	603円
--	---------	-------	------	------	------

v 長時間精神科訪問看護加算

* 対象者

- ・ 15歳未満の超重症児・準重症児又は特別な条件に当てはまる利用者（週3回限り）
- ・ 精神科特別訪問看護指示書の期間にある対象者（週1回限り）
- ・ 厚生労働大臣が定める長時間の訪問の利用者（週1回限り）

* 90分を超える場合に算定します

			1割	2割	3割
1日につき1回限り	5,200円	520円	1,040円	1,560円	

vi 複数名精神科訪問看護加算

* 利用者やその家族の同意を得て看護師等が複数名で訪問します

* 対象者

- ・ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為などが認められるもの
- ・ 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められるもの
- ・ 利用者およびその家族それぞれへの支援が必要なもの
- ・ その他医師の指示による

			1割	2割	3割
1日につき1回限り	4,500円	450円	900円	1,350円	

vii 夜間・早朝加算

夜間（18時～22時）	2,100円	1割	2割	3割
早朝（6時～8時）		210円	420円	630円

viii 退院時共同指導加算

* 入院先（介護老人保健施設に入所・介護医療院も含む）の医師や看護師と共同で、退院後の在宅療養についての指導を行い、その内容を文書で提出した場合に算定されます

			1割	2割	3割
1回限り	8,000円	800円	1,600円	2,400円	

ix 退院支援指導加算

* 退院日に訪問に行った場合

			1割	2割	3割
退院日のみ	6,000円	600円	1,200円	1,800円	

x 在宅患者連携指導加算

* 利用者の同意を得て、訪問診療・歯科訪問診療・訪問薬剤管理を行う保険医療機関または保険薬局と月2回以上文書等により情報共有を行い、共有された情報をもとに療養上必要な指導を行った場合に算定します

			1割	2割	3割
月に1回限り	3,000円	300円	600円	900円	

xi 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

* 利用者状態の急変や診療方針の変更等に伴い、関係する保険医療機関等がカンファレンスに参加して共同で利用者や家族に対し指導を行った場合

		1割	2割	3割
月に2回限り	2,000円	200円	400円	600円

xii 訪問看護情報提供療養費

* 利用者の同意を得て、保健福祉センターに訪問看護に対する情報提供を行った場合

* 利用者が医療機関等に入院又は入所するにあたり、情報提供した場合

月に1回限り (1つのステーションのみ)	1,500円	1割	2割	3割
		150円	300円	450円

xiii 訪問看護医療DX情報活用加算

月に1回限り	50円	1割	2割	3割
		5円	10円	15円

VI. その他の利用料

項目				金額
長時間利用料（90分を超えて訪問看護を提供する場合）				30分ごとに500円
時間 外 利 用 料	早朝利用料	6時～8時	早朝・夜間・深夜の利用料の適用は、訪問開始時刻を起点にする。	1時間まで1,000円
	夜間利用料	18時～22時		1時間を超えて30分ごとに500円
	深夜利用料	22時～6時		1回2時間まで1,500円 2時間を超えて30分ごとに1,000円
	休日利用料	休業日		1時間まで1,000円 1時間を超えて30分ごとに500円
通常の実施地域を越える場合の交通費（自動車以外）				実費相当額
通常の実施地域を越える場合の交通費（自動車） （通常の実施地域を越えた地点から片道10km未満）				1回につき500円
通常の実施地域を越える場合の交通費（自動車） （通常の実施地域を越えた地点から片道10km以上）				1回につき1,000円
死後の処置料				1回につき10,000円
その他の利用料				実費相当額

※ 「死後の処置料」…訪問看護に連続して行われる死後の処置に係わる料金。

※ 「その他の料金」…日常生活上必要な物品の使用に係わる利用料。

(2) キャンセル料

前日までのご連絡は無料です。当日の場合は、実費等請求させて頂くこともあります。

(3) 料金のお支払い

月ごとの清算とし、毎月中旬に前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払いください。

8. サービス内容に関する相談・苦情

① 当事業所ご利用のお客さま相談・苦情担当

当事業所の訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

電話番号：0848-29-9631

受付時間：8:30～17:30（月曜日～日曜日）

担当：管理者 芝山 優子

② その他

当事業所以外に、苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

(1) 三原市（高齢者福祉課）

住所：〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

電話番号：0848-67-6240

受付時間：8:30～17:15（月曜日～金曜日）

※ 祝日、年末年始は除きます。

(2) 広島県国民健康保険団体連合会（介護保険課）

住所：〒723-8503 広島市中区東白島町19番49号 国保会館

電話番号：082-554-0783

受付時間：8:30～17:15（月曜日～金曜日）

※ 祝日、年末年始は除きます。

9. 秘密保持

当事業所の訪問看護師その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないことを堅く約束します。

この守秘義務は契約終了後も同様です。また、関係する者が退職してからも守秘義務は継続します。

当事業所は利用者と利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該利用者と利用者の家族の個人情報を用いません。

10. 事故発生時の対応

当事業所の利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合に速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、再発を防ぐための対策を講じます。

当事業所は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

11. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急

隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

12. 虐待防止対策

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等に努めます。

職員の利用者に対する人権意識の向上や知識の向上を図るとともに、万が一、サービスの提供中に、当事業所職員又は家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者（三原市）に通報します。

13. 衛生管理対策

当事業所は、年1回の職員健康診断を実施し、職員の健康を管理するとともに、使用する備品等に関して、必要に応じて洗浄および消毒などを実施し、利用者の安心安全のために適切な衛生管理に努めます。

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所所在地 広島県三原市東町2丁目4-6

名 称 訪問看護ステーション楓

説明者 _____ 印

私は、本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

利用者住 所 _____

氏 名 _____ 印

※（署名代理人）住 所 _____

氏 名 _____ 印 続柄 _____